平成２１年（フ）第５４７号
青森市けやき２丁目８番Ａ―208号
債務者　山田ゆかり
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９９４号
熊本県上益城郡嘉島町大字上六嘉2247番地
債務者　前田加代子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２５２号
福島県いわき市内郷御厩町３丁目107番地　セントラルハイツ102
債務者　水野　信春
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第７７０号
愛知県豊田市土橋町８丁目70番地１　メゾン須賀402号
債務者　板山　重幸
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７７８号
愛知県岡崎市上地５丁目18番地７　シャンピア馬乗Ｃ―101
債務者　安藤　正昭
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
静岡県富士市今泉3055番地の20
債務者　正木　　薫
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１３８号
静岡県富士市平垣213番地の14
債務者　久保田かほる
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１９５号
静岡県富士市横割４丁目４番27　プライムステージ横割204、住民票上の住所静岡県富士市森島214番地の１
債務者　米山　久代
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２９９０号
横浜市瀬谷区上瀬谷町47番地１　市営上瀬谷住宅１棟1208号
債務者　三河　初子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０６１号
神奈川県藤沢市本鵠沼４丁目２番11号
債務者　山下富士夫
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０７１号
横浜市南区睦町１丁目31番地１　睦ハイム401号
債務者　有田　素子（旧姓雲丹亀）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７３５号
横浜市瀬谷区三ツ境59番地４　スターホームズ三ツ境Ｉ302号
債務者　本目　明宏
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９４９号
神奈川県鎌倉市台1600番地　アトムズ山ノ井102
債務者　丸橋　浩子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８５５０号
大阪府茨木市寺田町８番20号
債務者　篠原　信道
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８７８号
大阪市福島区吉野５丁目13番23―104号
債務者　松浦　末男
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９４４号
大阪府八尾市東山本新町２丁目６番４号
債務者　光本　陸子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部